

●貸与される福祉用具（12種類）



①車いす
自走用、介助用、普通型電動車いす



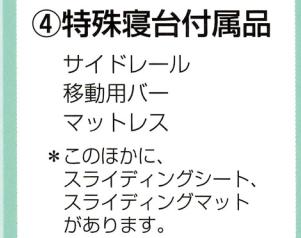
②車いす付属品

クッション、電動補助装置等



③特殊寝台

*背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等



④特殊寝台付属品

サイドレール
移動用バー
マットレス

*このほかに、スライディングシート、スライディングマットがあります。



⑤床ずれ防止用具



⑥手すり *取付けに工事不要のもの

*要支援者も利用できます



⑦歩行器 *四脚式と車輪付きタイプ等

*要支援者も利用できます



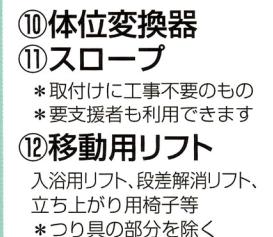
⑧歩行補助つえ

プラットホームクラッチ等

*要支援者も利用できます



⑨認知症老人徘徊感知機器



⑩体位変換器

⑪スロープ

*取付けに工事不要のもの

*要支援者も利用できます

⑫移動用リフト

入浴用リフト、段差解消リフト、立ち上がり用椅子等

*つり具の部分を除く

●購入できる特定福祉用具（5種類）



①腰掛け便座



②特殊尿器



③入浴補助用具

入浴用いす、浴槽内いす、入浴台等



④簡易浴槽



⑤移動用リフトのつり具

■事前に北見市に届出を

■福祉用具購入費の払い戻しまでの流れ

北見市または
ケアマネジャー
に相談

特定福祉用具の購入

都道府県の指定を受けている事業所より購入します。

北見市に申請

福祉用具を必要とする理由書、領収書、パンフレット等を添えて申請します。

特定福祉用具購入費の払い戻し

対象商品であることが確認され、後に特定福祉用具購入費（かかった費用の9割、上限10万円）が払い戻されます。

※事業者に1割の自己負担分のみを支払うだけで改修できる受領委任払い方式がありますので事業所にお問い合わせ下さい。

12

住宅改修費

自宅での生活支援や家庭での介護をする人の負担軽減のために手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、その一定の限度額においてかかった費用の9割が保険から払い戻されます。改修費用の限度額は現住居につき20万円ですので、払い戻しの限度額は18万円になります。転居した場合や介護度が3段階以上重くなった場合は再度利用できます。（限度額などは同じです）

■事前に北見市に届出を

■住宅改修費の払い戻しの流れ

北見市または
ケアマネジャー
に相談

住宅改修の届出

住宅改修などを行う前に北見市へ申請書と住宅改修が必要な理由書、工事前の写真（撮影日入）、費用の見積もりや改修内容を記載した書類などを提出します。

住宅改修費の払い戻し

工事終了後に住宅改修工事完了届、領収書、工事費内訳書、施工後の写真（撮影日入）など、必要な提出書類をそろえ、北見市に提出します。改修された住宅の状況等を審査した後に住宅改修費（かかった費用の9割、上限18万円）が払い戻されます。

※事業者に1割の自己負担分のみを支払うだけで改修できる受領委任払い方式がありますので事業所にお問い合わせ下さい。

11

特定福祉用具購入

直接、肌にふれて使用する「特定福祉用具」は、レンタルになじまないため個人で購入することになります。購入は、都道府県から指定を受けた事業所からでなければなりません。いつたん費用の全額を支払い、購入後の申請により、購入費の9割が払い戻されます。購入費の限度額は、1年間（毎年4月1日から3月31日）で10万円ですので、払い戻しの限度額は9万円になります。

13

特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた老人ホームや軽費老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。